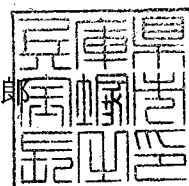


宝塚市告示第 20 号

河川法第16条の3第2項の規定により告示した令和5年3月28日付け宝塚市告示第71号の河川工事及び河川の維持について、次のとおり期間の変更を行う。

令和 8 年 3 月 11 日

宝塚市長 森 臨 太 郎



1 河川の名称及び区間

河川の名称・・・二級河川武庫川水系荒神川

区間・・・宝塚市川面1丁目1番地先荒神橋から武庫川への合流点までの間
988m

2 河川工事及び河川の維持の内容

河川工事の内容・・・都市基盤河川改修事業

河川の維持の内容・・・除草及び清掃

3 河川工事及び河川の維持の期間

(現行) 平成8年11月6日から令和 8年3月31日

(変更) 平成8年11月6日から令和13年3月31日